令和5年度特定外来生物等被害防除業務委託(一般委託)仕様書

令和5年度特定外来生物等被害防除業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	捕獲された特定外来生物等の回収・搬送及び傷病鳥獣の保護・搬送を行う
2	履行期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日
3	施行場所	市指定場所(横須賀市内全域及び市外傷病鳥獣保護機関等)
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律
7	資格要件	平成30年4月1日以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した特定外来生物等被害防除業務委託の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	その他事項	委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監 督 員 連 絡 先	建設部 自然環境·河川課 鈴木 電話:046-822-8528

<指示又は希望事項>										
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。									

内訳書

(税抜き)

業務名	単位	数量	月額単価(円)	金	額(円)
特定外来生物等被害防除業務	月	9			

- ※月額単価、金額欄は、契約者が記入する。
- ※数量に月額単価を乗じた金額(税抜き)を入札金額とすること。

令和5年度特定外来生物等被害防除業務委託特記仕様書

横須賀市の特定外来生物等被害防除業務委託に関する事項を下記のとおり定める。

1 業務概要

「神奈川県アライグマ防除実施計画」及び「横須賀市クリハラリス防除実施計画」並びに「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条第1項に基づき、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害等が現に生じており、また、そのおそれがある場合に、箱わな(以下「捕獲わな」という。)の設置、捕獲動物の回収、処分施設等への搬送を行う。

また、市民等からの要請により、保護の必要があり、かつ保護が可能と認められる病気 や怪我をした野生鳥獣(以下「傷病鳥獣」という。)について、保護・発見者に代わって保 護し傷病鳥獣救護機関へ搬送を行う。

2 委託期間

令和5年7月1日 から 令和6年3月31日

3 業務時間

受託者の業務時間は、平日の月曜日から金曜日(年末年始を除く)までの8時30分から17時15分までとする。

ただし、緊急を要すると判断される場合(10回以内を予定)においては、市の指示に基づき、平日の業務時間外や土・日曜日及び祝休日等の閉庁日についても業務を行うこととする。

4 業務区域

本業務を行う区域は、横須賀市内全域及び傷病鳥獣救護機関とする。

5 対象鳥獣等

本業務の捕獲及び保護の対象とする鳥獣は、受託者が市から捕獲許可を受けたアライグマ、ハクビシン、クリハラリス(以下「特定外来生物等」という。)及び傷病鳥獣並びにカラスの幼鳥とする。

6 人員、車両等

受託者は、委託業務を遂行するために必要な人員及び捕獲わな以外の物品等並びに車両を確保しなければならない。

7 捕獲器具

特定外来生物等を捕獲する捕獲わなについては下記のとおりとする。

- (1) 市は受託者に対し、捕獲わなを無償貸与する。詳細は貸与物品特記仕様書の通りとする。
- (2) 市から無償貸与する捕獲わなの貸与期間は、本委託契約期間と同一とする。
- (3) 受託者は、回収した捕獲わなについては洗浄、乾燥を行い、保守管理に努めるものとする。

8 殺処分器具及び保管場所

受託者は、業務時間外等に回収した捕獲動物(アライグマ2頭、クリハラリス5頭程度) を翌営業時間まで一時的に保管するため、捕獲動物が逸出することのない構造および強度 を有する施錠できる倉庫等を用意すること。

また、捕獲動物をできるかぎり苦痛を与えない方法により殺処分するための器具(炭酸ガス装置等)および殺処分した捕獲動物を翌営業時間まで一時的に保管するための冷凍庫(アライグマ2頭、クリハラリス5頭程度を収容できる容量を有するもの)を用意すること。

9 委託業務内容

(1)捕獲わなの設置等業務

- ①受託者は、市からの捕獲わな設置の指示に基づき、速やかに現場へ赴き、市民等へ「特定外来生物等捕獲わな設置届」裏面の留意事項を説明したうえで、同届出の提出を求め、市が貸与した捕獲わなの設置等を行うこと。また、捕獲わなでは捕獲が不可能な屋根裏や床下に棲み付いた特定外来生物等の捕獲について、その場で手捕りによる捕獲等が可能な場合は対応すること。
- ②受託者は、捕獲わな設置時に次の調査を必ず行い、捕獲に適した場所を選定し捕獲わなを設置すること。
 - (ア) 捕獲わな設置申込者から被害状況や目撃情報を十分に聴取すること。
 - (イ) 足跡等により潜入経路を把握すること。
 - (ウ) 床下に潜入した形跡がある場合は、床下に潜入し糞や足跡の調査をすること。
 - (エ) 屋根裏に潜入した場合は、屋根裏に潜入し糞などの調査をすること。
- ③受託者は、捕獲わなを設置する場所・位置等について、居住者等の地権者と協議し了解を得ること。

(2) 捕獲動物の回収・搬送等業務

- ①受託者は、市の指示に基づき速やかに現場へ赴き捕獲動物の回収を行うこと。ただし、 捕獲動物は捕獲わなに入った状態で回収し、引き続きわなの利用を希望する者には新 たな捕獲わなを設置すること。
- ②回収した捕獲動物は、市が指示する時間(13時30分頃を予定)までに市の殺処分施

設(保健所生活衛生課・動物愛護センター、横須賀市浦郷町5-2931-106)に搬送すること。なお、搬送の際には、捕獲動物に付着した衛生害虫の飛散等を防ぐため、捕獲力なをビニール袋等で被うこと。

- ③金曜日などの閉庁日の前日の午前9時以降に捕獲され、翌開庁日までにやむを得ず回収しなければならない場合(10回以内を予定)や緊急を要する場合など、前記②の市が指示した時間までに殺処分施設への搬送が間に合わない捕獲動物については、回収後に受託者の用意した保管場所において生体のまま保管するか、もしくは受託者の用意した炭酸ガス装置等により殺処分を行い、翌営業時間まで受託者の用意した冷凍庫に保管すること。
- ④殺処分された捕獲動物は、市が指示する時間(16 時までを予定)までに焼却処理施設 (小動物火葬施設、横須賀市公郷町 1-26)に搬送すること。なお、焼却処理施設へ搬入する際には、捕獲動物の爪や歯で袋が破損しないよう十分な強度のある炭酸カルシウム入りポリ袋に入れること。また、動物愛護センターで処分された犬・猫等の動物がある場合は、捕獲動物と共に焼却処理施設に搬送すること。ただし、この場合、捕獲動物と犬・猫等の伝票は分けて手続きを行うこと。
- ⑤特定外来生物等以外の鳥獣が誤って捕獲されている場合は、速やかに放野すること。

(3) 献体提供する捕獲動物の取り扱い

殺処分された捕獲動物を研究機関等に献体提供する場合は、市の指示に基づき捕獲動物を2重のビニール袋で覆い、殺処分施設内の指定された場所に格納すること。

また、捕獲動物の識別のため、ビニール袋には捕獲された日、場所、台帳番号を明記し、同事項を台帳に転記すること。

なお、指定場所へ格納後の管理及び研究機関への郵送は本業務に含まないものとする。

(4)捕獲わなの点検(確認・教示・助言)、交換、撤去

- ①受託者は、市からの捕獲わな点検(確認)の指示に基づき、速やかに現場へ赴き、市 民等へ貸し出した捕獲わなの作動状況を確認し、必要に応じて捕獲わなを交換するこ と。
- ②受託者は、市からの捕獲わな点検(教示)の指示に基づき、速やかに現場に赴き、市 民等へ貸し出した捕獲わなの使用方法を教示すること。
- ③受託者は、市からの捕獲わな点検(助言)の指示に基づき、市民等が希望する捕獲わな設置場所の範囲内で捕獲に有効と思われる場所を選定し、適切に捕獲わなを設置できるよう助言すること。
- ④受託者は、市からの捕獲わな撤去の指示に基づき、速やかに現場へ赴き、市民等へ貸 し出した捕獲わなの撤去を行うこと。

(5) 傷病鳥獣の保護・搬送

①受託者は、市からの傷病鳥獣の搬送指示を受けたときは速やかに現地へ赴き、傷病鳥獣を保護し、傷病鳥獣救護機関(横浜市立金沢動物園、横浜市金沢区釜利谷東 5-15-1)に搬送すること。ただし、保護した際の傷病鳥獣の状況により、自力で生存が可能と

判断できる個体については、傷病鳥獣救護機関に搬送せず、その場もしくは市の指示した場所に放野すること。

- ②受託者は、現場における傷病鳥獣の対応状況を直ちに市へ電話で報告し、傷病鳥獣救護機関へ搬送する場合は、市が傷病鳥獣救護機関へ送付する「神奈川県傷病鳥獣保護記録票」を記入できるよう、保護時の状況・処置状況等について併せて報告すること。
- ③傷病鳥獣救護機関から市に治療後の傷病鳥獣について引き取り依頼の連絡を受けた場合は、受託者は市の指示に基づき、当該傷病鳥獣救護機関へ赴き、鳥獣を引き取り、市の指示する場所(当該鳥獣等が保護された地域)に放野すること。

(6) カラスの幼鳥捕獲

- ①カラスの幼鳥が地上もしくは地上付近にいることが原因となって親ガラスが通行人等を威嚇、攻撃している場合(例年、春先から夏にかけて10件程度)において、受託者は市の指示に基づき、速やかに現場へ赴き、カラスの幼鳥を捕獲すること。
- ②捕獲した幼鳥カラスが自立生存できると判断される場合(巣立ちビナ)は市の指示する場所に放鳥し、自立生存が不可能と判断される場合(返りビナ)は、前記「(2)捕獲動物の回収・搬送等業務」に準じて市の殺処分施設に搬送すること。

(7) その他

- ①受託者は、業務を行う際、市から交付された「従事者証」を常に携帯すること。
- ②受託者は、業務時間中は常時、市からの電話連絡を受けられる体制を整えること。また、業務時間以外においては深夜・早朝の時間帯を除き、数時間以内には連絡がとれる体制を整えること。
- ③依頼場所が市内全域であり、突発的・緊急的・不定期に要請が生じるが、1時間程度で依頼場所に赴くことができる体制を整えること。また、市から指示を受けた業務を当日中に行えない場合は、申込みをした市民等に実施の日時等について当日中に必ず連絡すること。
- ④受託者は、捕獲および回収・搬送業務にあたり、事故等のないよう安全に充分留意し、 危険が伴うと判断したときは、市と協議して適切な措置を講ずること。

10 業務報告

- (1) 受託者は、市民等から提出された「特定外来生物等捕獲わな設置届」等の書類については、捕獲実績の有無に関わらず、提出を受けた翌月10日までに市に提出すること。
- (2) 受託者は、日々の業務終了後、実施業務内容について「外来生物等防除受付票」の報告欄に必要事項を記入し、業務終了後速やかに市にFAXで報告すること。
- (3)受託者は、前1か月の完了した業務について、翌月10日までに市が指示する様式により「業務実績報告書」を市に提出すること。

11 留意事項

本業務の履行にあたっては、以下のことに特に留意すること。

- (1) アライグマ、ハクビシン等の野生動物は凶暴であり危険が伴うため、そのことを常に 認識し、安全に十分配慮し、怪我や事故等が生じることのないよう努めること。
- (2) 野生動物を取り扱う際は、必ず軍手等を着用し、衛生管理に十分注意を払い、業務終了後は手洗い等を行うなど、野生動物による感染症予防対策を徹底すること。

12 その他

この仕様書に定めのない事項及び作業に関しては、双方で協議して定めるものとする。

貸与物品特記仕様書

1 物品及び数量

「特定外来生物等被害防除業務委託」において使用する捕獲わなは、市が所有する次の 捕獲わなを受託者に無償で貸与するものとする。

■捕獲わなの種類、仕様、数量

(令和5年1月末現在)

(1) アライグマ用(ハクビシン兼用) 543 台 (うち 372 台は設置済み)
幅 26.5cm×高 31.5cm×奥行 81.5cm、約 6 kg (折畳み式)
(2) クリハラリス (タイワンリス) 用 958 台 (うち 550 台は設置済み)
①幅 18.0cm×高 13.5cm×奥行 38.0cm、約 1 kg
②幅 18.5cm×高 13.5cm×奥行 35.5cm、約 1 kg
③幅 18 cm×高さ 13 cm×奥行 33 cm、 約 940g
④幅 13 cm×高さ 12 cm×奥行 36 cm、 約 650g
⑤幅 17 cm×高さ 13 cm×奥行 35 cm、 約 730g

2 使用目的

市が受託者に対して貸与する捕獲わなは、アライグマ及びクリハラリス、ハクビシンを 捕獲することを目的として、市が市民等へ貸し出すことに使用するものとし、その他の目 的、用途には使用しないこと。

3 貸与期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日

4 捕獲わなの維持管理

- (1) 受託者は捕獲わなを紛失、盗難、棄損することのないよう適切に維持管理し、保管しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務で捕獲わなを使用する際は、市の指示に基づき捕獲わなに表示を貼付すること。
- (3) 捕獲わなを回収した際は、都度、捕獲わなを洗浄、乾燥すること。
- (4) 捕獲わなの形状等を変更する場合は、事前に市の承諾を得ること。

5 受託者の責務

受託者は、捕獲わなを全部又は一部を棄損した場合は、直ちに市に報告し、修繕等が必要となった場合は、原則としてその費用は受託者が負担すること。

ただし、本業務において、捕獲わなを貸し出した市民等の責に帰すべき棄損および経年 劣化による故障等については、この限りではない。

6 捕獲わなの返却

受託者は貸与期間が満了した際は、速やかに捕獲わなを借り受けた状態で市に返却する

ただし、すでに設置済みの捕獲わなについては、この限りではない。

7 事故等の防止

受託者は、捕獲わなを取り扱う際は、軍手や保護メガネを着用するなど、業務従事者が 負傷することがないよう細心の注意を払って取り扱うこととし、事故の防止に努めること。 また、万一、事故等が生じた場合においては、受託者の責任で対処すること。

平成30年度 特定外来生物等被害防除業務委託 月別件数

月		わな設置	(台数)			回収(頭数)		わ	な撤去(台数	()	点検	傷病(件数)							
Я	アライグマ 2	ウリハラリス .	ハクビシン	計	アライグマ	クリハラリス	ハクビシン	計	アライグマ	クリハラリス	計	(件数)	動物園搬入	動物園引取	放鳥獣	キャンセル	死亡	計		
4月	11	19	11	41	25	160	39	224	23	8	31	12	3	3	C	0	0	6		
5月	22	20	10	52	8	126	8	142	25	17	42	6	7	2	2	0	0	11		
6月	33	9	8	50	14	151	11	176	16	7	23	14	8	0	(1	2	11		
7月	28	42	17	87	21	165	21	207	57	13	70	19	10	0	C	2	3	15		
8月	8	16	2	26	10	91	3	104	47	15	62	15	4	0	C	1	0	5		
9月	6	9	2	17	6	1	53	60	64	46	110	15	4	0	(0	0	4		
10月	18	12	6	36	15	118	6	139	18	26	44	22	1	0	C	0	1	2		
11月	12	17	8	37	17	197	2	216	12	12	24	17	7	0	1	0	1	9		
12月	11	23	8	42	9	277	20	306	11	4	15	21	3	0	(0	1	4		
1月	6	23	4	33	6	343	13	362	16	11	27	20	3	3	C	3	0	9		
2月	4	22	6	32	2	319	14	335	8	7	15	15	7	0	2	. 0	2	11		
3月	9	27	7	43	7	157	13	177	23	60	83	21	3	1	(2	0	6		
合計	168	239	89	496	140	2, 105	203	2, 448	320	226	546	197	60	9	5	9	10	93		

令和元年度 特定外来生物等被害防除業務委託 月別件数

月		わな設置(台数)			頭数)	わ	な撤去(台数	()	点検	傷病(件数)							
Я	アライグマク	リハラリスノ	ヘクビシン	計	アライグマ	クリハラリス	ハクビシン	計	アライグマ	クリハラリス	計	(件数)	動物園搬入	動物園引取	放鳥獣	キャンセル	死亡	計
4月	17	15	4	36	18	136	22	176	22	26	48	37	4	0	C	0	0	4
5月	20	26	10	56	10	92	14	116	42	68	110	21	5	0	2	0	0	7
6月	24	30	3	57	16	123	4	143	17	14	31	12	13	0	1	1	0	15
7月	37	24	10	71	18	82	20	120	10	9	19	9	7	0	0	1	0	8
8月	9	24	5	38	11	71	4	86	35	14	49	13	3	0	0	1	2	6
9月	11	8	13	32	6	53	0	59	14	9	23	11	5	1	1	2	0	9
10月	9	18	5	32	19	69	10	98	14	17	31	11	3	0	0	0	0	3
11月	20	23	11	54	23	146	5	174	19	15	34	23	9	0	2	0	0	11
12月	16	23	9	48	2	170	21	193	27	15	42	16	7	0	2	1	1	11
1月	5	22	19	46	4	227	16	247	9	9	18	17	1	2	0	0	0	3
2月	5	15	6	26	8	196	16	220	14	13	27	13	4	0	0	2	1	7
3月	6	4	8	18	6	136	25	167	24	26	50	25	3	1	1	2	2	9
合計	179	232	103	514	141	1, 501	157	1, 799	247	235	482	208	64	4	9	10	6	93

令和2年度 特定外来生物等被害防除業務委託 月別件数

月		わな設置	(台数)			回収(頭数)		わ	な撤去(台数	:)	点検	傷病(件数)							
Я	アライグマ 2	クリハラリス .	ハクビシン	計	アライグマ	クリハラリス	ハクビシン	計	アライグマ	クリハラリス	計	(件数)	動物園搬入	動物園引取	放鳥獣	キャンセル	死亡	計		
4月	6	31	1	38	10	147	35	192	4	10	14	10	1	0	(1	0	2		
5月	23	21	10	54	11	137	5	153	9	17	26	17	0	0	1	1	0	2		
6月	36	20	14	70	27	177	7	211	34	30	64	14	12	2	7	1	0	22		
7月	17	35	23	75	33	81	31	145	54	10	64	17	8	0	(2	1	11		
8月	12	22	9	43	15	130	9	154	45	12	57	14	5	1	(0	0	6		
9月	9	12	12	33	10	86	4	100	23	13	36	19	5	1	(0	1	7		
10月	29	14	6	49	39	123	4	166	20	16	36	30	2	0	1	0	0	3		
11月	18	23	3	44	24	273	6	303	20	20	40	28	2	0	1	1	0	4		
12月	14	20	7	41	13	324	8	345	24	12	36	20	1	0	(1	0	2		
1月	15	45	6	66	10	468	9	487	14	11	25	31	1	1	1	1	1	5		
2月	17	17	3	37	10	338	11	359	13	13	26	21	1	1	1	0	0	3		
3月	26	7	7	40	17	225	34	276	19	22	41	25	4	2	1	1	1	9		
合計	222	267	101	590	219	2, 509	163	2, 891	279	186	465	246	42	8	13	9	4	76		

令和3年度 特定外来生物等被害防除業務委託 月別件数

月		わな設置	(台数)			回収(頭数)		わ	な撤去(台数	:)	点検	傷病(件数)							
7	アライグマク	, リハラリス /	\ クビシン	計	アライグマ	クリハラリス	ハクビシン	計	アライグマ	クリハラリス	計	(件数)	動物園搬入	動物園引取	放鳥獣	キャンセル	死亡	計		
4月	21	24	8	53	16	224	26	266	13	18	31	19	1	1	1	2	1	6		
5月	20	15	5	40	12	96	13	121	22	12	34	10	14	0	3	0	1	18		
6月	15	11	4	30	8	170	5	183	12	6	18	8	7	2	2	2	1	14		
7月	13	16	18	47	17	109	19	145	16	9	25	16	9	0	2	1	1	13		
8月	6	9	10	25	19	79	1	99	40	13	53	18	6	0	0	0	0	6		
9月	19	13	7	39	13	72	2	87	20	8	28	21	2	2	1	1	0	6		
10月	18	13	1	32	11	65	11	87	19	6	25	10	7	0	1	0	1	9		
11月	10	8	11	29	14	169	9	192	14	7	21	30	2	0	0	0	2	4		
12月	2	13	3	18	4	199	12	215	14	7	21	20	3	1	2	5	1	12		
1月	9	15	5	29	14	288	19	321	11	7	18	22	1	0	1	2	1	5		
2月	15	14	9	38	8	309	21	338	11	15	26	12	5	0	0	2	0	7		
3月	7	25	10	42	20	198	27	245	16	13	29	19	1	4	1	1	1	8		
合計	155	176	91	422	156	1, 978	165	2, 299	208	121	329	205	58	10	14	16	10	108		

令和 4 年度 特定外来生物等被害防除業務委託 月別件数

R4.1月末現在

月		置(台	数)			回収(頭数)		わ	な撤去(台数)	点検			傷病	(件数)		
Я	アライグマ クリハラ!	ス ハク	ビシン	計	アライグマ	クリハラリス	ハクビシン	計	アライグマ	クリハラリス	計	(件数)	動物園搬入	動物園引取	放鳥獣	キャンセル	死亡	計
4月	13	8	7	28	18	116	21	155	18	23	41	12	4	1				5
5月	19	11	13	43	18	94	14	126	14	22	36	13	7	4		3		14
6月	24	9	10	43	16	171	5	192	105	17	122	15	4			1		5
7月	9	16	10	35	22	147	7	176	26	7	33	14	7	6				13
8月	11	7	4	22	25	110	9	144	47	8	55	15	2		1		1	4
9月	9	7	9	25	15	72	3	90	29	93	122	10	5	4			1	10
10月	9	12	3	24	16	77	2	95	17	84	101	12	3					3
11月	17	18	5	40	14	124	2	140	17	6	23	12	13	4	3	1	1	22
12月	9	8	2	19	9	112	8	129	14	6	20	13	4	6		3	1	14
1月	7	16	7	30	6	193	9	208	6	3	9	12	1	4		2		7
2月	6	18	9	33	9	192	19	220	12	18	30	15	1	1		1		3
3月	3	5	5	13	12	184	44	240	12	17	29	16	4	1	1	2		8
合計	136	35	84	355	180	1, 592	143	1, 915	317	304	621	159	55	31	5	13	4	108

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

- 第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の 個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。
- 3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報と それ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。
- 4 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示または承諾があるときを除き、個人情報 を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第5章(行政機関等の義務等)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

- 第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は 解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ること なく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのな いように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために 甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解 除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただ し、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該 個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

- 第9条 乙は、外部サービス(クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。)であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの(以下「約款等による外部サービス」という。)を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
 - (1) 外部サービスの名称
 - (2) 外部サービスの提供者
 - (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
 - (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
 - (5) 外部サービスの利用の期間
 - (6) 外部サービスの利用が必要な理由
 - (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容
- 2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

- 第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらか じめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得な ければならない。
 - (1) 再委託の相手方
 - (2) 再委託を行う業務の内容
 - (3) 再委託で取り扱う個人情報
 - (4) 再委託の期間
 - (5) 再委託が必要な理由
 - (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
 - (7) その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法に ついて具体的に指示しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個 人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

- 第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙(再受託者を含む。) に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、 又は乙(再受託者を含む。)の事務所に立ち入ることができる。
- 2 乙 (再受託者を含む。) は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたとき は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 第12条 乙(再受託者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故 (以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったとき は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は 解除された後においても同様とする。
- 2 乙(再受託者を含む。)は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。 (契約の解除)
- 第13条 甲は、乙(再受託者を含む。)が本特記事項に定める事項に違反した場合若しく は義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる ものとする。

(損害賠償)

- 第14条 乙(再受託者を含む。)は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じその損害を賠償しなければならない。 (補則)
- 第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

電子記録消去報告書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所 受託者

事業者名 代表者名

下記の方法により電子記録媒体に記録された個人情報を消去しましたので報告します。

記

業務名	
ファイル名及 び 容 量	
消去方法	
管 理 責 任 者	
備 考	

再委託承認申請書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所 受託者

事業者名 代表者名

年 月 日付をもって締結した下記契約に関する業務を再委託したいので承認 願います。

記

業務名	
再 委 託 の 相 手 方	(住 所) (事業者名)
再委託を行う 業務の内容	
再委託で取り 扱う個人情報	
再委託の期間	年 月 日から 年 月 日まで
再委託が必要 な 理 由	
再委託の相手 方における責 任体制及び管 理 責 任 者	
備考	